



★課税課 ☎ 25- 1 1 2 3

▶ **申告日程表**【受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時】※午前中は混雑します。

月	日	曜日	地区(住所、自治会)	会場
2	13	木	長浜町、鍛冶町、上町、下町	セルデイ 市役所(受付…1階市民ホール)
	14	金	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	17	月	第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	18	火	長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	19	水	児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
	20	木	中央、本庄	
	21	金	南、前原、緑	
	24	祝	お休み	
	25	火	東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)	
	26	水	日の出	
3	2	日	市内全域(平日の申告が難しい方)	市役所(受付…1階市民ホール)
	3	月	銀座、寿、けや木、栗崎	
	4	火	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
	5	水	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	6	木	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
	7	金	千代田、見福	
	10	月	小島南、下野堂	
	11	火	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
	12	水	柏、栄	
	13	木	若泉、小島	
14	金	西富田、蛭川、入浅見、下浅見		
17	月	市内全域		

※地区ごとの指定日で都合が合わない場合は、別の日や市内全域対象日にお越しください。

介護保険要介護者認定者の障害者控除

介護保険の要介護認定(要介護2から5)を受けている方は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が発行する障害者控除対象者認定書(認定書)を添付することで、障害者控除が受けられます。

初めて認定書の発行を受ける際には申請が必要です。なお、昨年度以前に認定書の交付を受けた方は申請不要で、1月下旬に令和6年分の認定書を送付済みです。

●**対象** 基準日(令和6年12月31日)時点で要介護2から5までのいずれかの認定を受けている65歳以上の方

※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。

●**申請方法** 本人または代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、下記窓口へ

★介護保険課 ☎ 25- 1 7 1 9、支所市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告相談が基本となります。

期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日・休日を除く)

受付 午前8時30分～午後4時(相談 午前9時～)

会場 本庄税務署1階

◆**確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要です**
入場整理券は、LINE公式アカウントから事前取得するか、会場で配付(当日先着順)しています。※必要書類等、詳しくは国税庁HP「タックスアンサー」または、「チャットボット」をご利用ください。

◆**確定申告はe-Taxで!**

確定申告は、スマホやパソコンから国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。マイナポータルとe-Taxを連携すると、確定申告書の項目や給与所得、公的年金等の源泉徴収票が自動入力されます。ぜひe-Taxをご利用ください。※マイナポータル連携には事前準備が必要です。

★本庄税務署 ☎ 22- 2 1 1 1



国税庁LINE公式アカウント



国税庁



確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携

申告は期限内に!

受付期間

2月13日(木)～3月17日(月)

「令和7年度市民税・県民税申告」と「令和6年分所得税の確定申告(簡易な申告)」の申告受付を行います。

会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告相談の指定日を設定しています(13ページ参照)。

なお、収入がない旨の申告に限り、申告受付期間前でも課税課で受け付けます。

期限を過ぎると令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書の発行に日数がかかる場合がありますので、期限内の申告をお願いします。

また市民税・県民税申告書は、郵送でも提出できます。申告について、詳しくは市HPをご覧ください。



申告について



市民税・県民税申告書

申告会場に行く前に

申告が必要な方

1月1日現在、市内在住で、給与・事業・不動産等の収入がある方

◆**次の方は申告不要です**

- ①給与収入のみで、勤務先から年末調整済の給与支払報告書が市に提出されている方
- ②公的年金収入のみ(400万円以下)で、所得控除に変更がない方
- ③収入がない方(国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者、所得・課税(非課税)証明書が必要な方等は、申告が必要な場合があります。)
- ④所得税の確定申告をした方

こちらの申告は税務署へ

- ・青色申告
- ・令和5年分以前の確定申告
- ・死亡者の確定申告
- ・土地・建物・株式等の譲渡所得を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・雑損控除を含む申告
- ・住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)申告
- ・山林所得を含む申告
- ・災害減免を受ける申告
- ・外国税額控除を受ける申告
- ・外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける申告
- ・還付申告後、還付額が減額となる申告(修正申告)

※詳しくは、13ページ下部へ。



申告時に必要なもの

①**身元確認のできるもの**

- ・マイナンバーカード、運転免許証 等

②**所得がわかるもの**

- ・給与所得、年金所得▶源泉徴収票
- ・事業所得(営業、農業)、不動産所得▶事前に収支計算を済ませた収支内訳書
- ・配当所得、一時所得、雑所得▶年間取引報告書等、支払調書

③**各種控除を証明できるもの**

- ㊦社会保険料控除▶国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の領収書または支払証明書
- ㊧生命保険料控除、地震保険料控除▶控除証明書

㊨寄附金控除▶領収書または支払証明書

㊩医療費控除▶医療費控除の明細書(事前に診療を受けた方ごと、医療機関ごとに累計して明細書を作成)

㊪セルフメディケーション税制による医療費控除の特例▶セルフメディケーション税制の明細書

㊫障害者控除▶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

※㊨、㊩はいずれか一方のみ適用が受けられます。

④**申告者本人名義の口座が確認できるもの**

- ・預金通帳(所得税の還付を受ける方)